

# 新型インフルエンザに対する 今後の公衆衛生対応について

健康福祉部

# 岐阜県における患者の把握及びPCR検査の実施

医療機関

学校

社会福祉施設等

< 保健所・健康福祉部 >

・集団感染の端緒となる事例について、医療機関及び学校・社会福祉施設からの連絡をふまえ、協議の上、PCR検査を実施する。

休業要請等により、各クラスターにおける急激で大規模な患者の増加の防止

急な発熱や咳(せき)、のどの痛み

# 「インフルエンザにかかったかもしれない？」 そう思われる方は・・・

熱や咳・のどの痛みなどがあり、医療機関を受診する場合には・・・？

⇨ かならず、受診する前に、かかりつけ医( )に電話で相談してください。

⇨ 家を出たら必ずマスクを着用するなど、医療機関の指示に従って受診してください。

**岐阜県全体の共通ルールです。医療機関内での感染防止のため、ご協力おねがいします。**

発症して早い時期には診断が困難なことがあります。症状が軽い場合は、様子を見て、必要に応じて医療機関を受診してください。

( )かかりつけ医のいない方、受診する医療機関が分からない方は、下記までご相談ください。

**発熱受診紹介窓口(岐阜県:058-272-8860、岐阜市058-252-7191)【平日8:30～18:00】**

自宅療養している新型インフルエンザ患者さんの健康相談は、**新型インフルエンザ健康相談窓口(各保健所)**に連絡してください。

インフルエンザにかかると重症になりやすい妊婦や持病のある方が多く受診する医療機関などでは、発熱などの症状のある患者さんの診療に対応していない場合がありますので、受診の前に必ず電話で連絡をしてください。

岐阜県 岐阜市 岐阜県医師会 岐阜県歯科医師会 岐阜県病院協会

平成21年7月21日

# 岐阜県における医療提供体制

## < 発熱患者に対する外来診療 >

原則として、7月24日から全ての一般医療機関で診療を提供していただく。同日より、発熱外来は休止とする。

【県】県のホームページや県施設の掲示、電話相談等により、受診方法に関する情報提供を実施。同時に、県医師会・医療機関の協力を得て、同様の情報の周知を依頼。

発熱患者の診療を原則として行わない医療機関の調査及び周知

【県】他の患者にハイリスク者が多い医療機関、発熱患者の診療を主としていない医療機関、医療従事者自身がハイリスク者である場合など、原則として発熱患者の診療を実施しない医療機関を県が調査し、ホームページや相談窓口において情報提供する。

発熱患者の診療を行う医療機関は、発熱患者の受診の際のマスク着用の指示、医療従事者のマスク着用などの院内における感染拡大防止策の実施

【県】迅速検査やPCR検査用の検体採取も想定して、フェイスシールドを支給する。

ハイリスク者：新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる者。

- ・妊婦、幼児、高齢者
- ・慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全等を有しており、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者。

# 発熱患者に対する相談機能の見直しについて

## < 発熱相談センターの役割の考え方 >

- ・これまでは、相談のあった発熱患者のうち、渡航歴等により新型インフルエンザの可能性が高い患者を発熱外来に誘導する役割を果たしていた。
- ・7月24日から、新型インフルエンザの可能性のある患者も含め、発熱患者の診療を、原則として、全ての一般医療機関で実施することとしたため、新指針において、県の発熱相談センターの役割も以下のように、見直すこととされている。

かかりつけ医のいない患者等、受診する医療機関が分からない患者に対する医療機関紹介  
 自宅療養している新型インフルエンザ患者等の健康相談への対応

## 今後の県の行う新型インフルエンザ相談体制(一定の周知期間の後に移行)

	受診する医療機関の分からない患者	自宅療養する新型インフルエンザ患者等																
<p>平日 8:30 ~ 18:00</p>	<p>発熱受診紹介窓口 (県 庁:058-272-8860) (岐阜市:058-252-7191)</p>	<p>新型インフルエンザ健康相談窓口 (各保健所)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>岐阜市 保健所</td> <td>058-252-7191</td> </tr> <tr> <td>岐阜保健所</td> <td>058-380-3004</td> </tr> <tr> <td>西濃保健所</td> <td>0584-73-1111(代) 内線276</td> </tr> <tr> <td>関 保健所</td> <td>0575-33-4011(代) 内線360</td> </tr> <tr> <td>中濃保健所</td> <td>0574-25-3111(代) 内線363</td> </tr> <tr> <td>東濃保健所</td> <td>0572-23-1111(代) 内線361</td> </tr> <tr> <td>恵那保健所</td> <td>0573-26-1111(代) 内線260</td> </tr> <tr> <td>飛騨保健所</td> <td>0577-33-1111(代) 内線309</td> </tr> </tbody> </table>	岐阜市 保健所	058-252-7191	岐阜保健所	058-380-3004	西濃保健所	0584-73-1111(代) 内線276	関 保健所	0575-33-4011(代) 内線360	中濃保健所	0574-25-3111(代) 内線363	東濃保健所	0572-23-1111(代) 内線361	恵那保健所	0573-26-1111(代) 内線260	飛騨保健所	0577-33-1111(代) 内線309
岐阜市 保健所	058-252-7191																	
岐阜保健所	058-380-3004																	
西濃保健所	0584-73-1111(代) 内線276																	
関 保健所	0575-33-4011(代) 内線360																	
中濃保健所	0574-25-3111(代) 内線363																	
東濃保健所	0572-23-1111(代) 内線361																	
恵那保健所	0573-26-1111(代) 内線260																	
飛騨保健所	0577-33-1111(代) 内線309																	
<p>土休日 ・ 平日の上記以外</p>	<p>地域救急医療情報センター (別紙)</p>																	

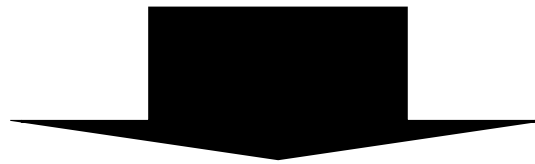
## 別紙

岐阜県内の救急の医療機関を案内する救急病院案内の電話番号は各地域毎に以下のとおりです。

受持ち地域	電話番号			管轄区域
	市外局番	局番	番号	
岐阜地域	058	262	3799	岐阜市、瑞穂市
各務原地域	058	382	3799	各務原市
羽島市地域	058	392	3799	羽島市
羽島郡地域	058	388	3799	羽島郡
大垣地域	0584	88	3799	大垣市、安八郡、池田町
海津地域	0584	53	3799	海津市
養老地域	0584	32	3799	養老郡、大垣市上石津町
不破地域	0584	23	3799	不破郡
揖斐地域	0585	32	3799	揖斐川町、大野町
本巣地域	058	324	3799	本巣郡、本巣市
山県地域	0581	22	3799	山県市
中濃地域	0575	23	3799	関市、美濃市
郡上地域	0575	65	3799	郡上市
可茂地域	0574	25	3799	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
多治見地域	0572	23	3799	多治見市
瑞浪地域	0572	68	3799	瑞浪市
土岐地域	0572	55	3799	土岐市
中津川地域	0573	65	3799	中津川市
恵那地域	0573	25	3799	恵那市
下呂市地域	0576	25	3799	下呂市
高山地域	0577	34	3799	高山市、大野郡
飛騨市地域	0577	74	3799	飛騨市

## 岐阜県新型インフルエンザ医療保健福祉協議会 の2次答申を受けた対応

7月22日、岐阜県新型インフルエンザ医療保健福祉協議会から6月19日厚生労働省が公表した新たな運用指針を踏まえて、1次答申を見直した2次答申が提出された。



### 【県の対応】

- ・県内でも多数の新型インフルエンザ患者が確認されており、社会福祉施設やハイリスク者を対象とした保健活動などでの感染拡大防止策について、関係機関・施設に速やかに情報提供を行い、ハイリスク者の感染防止・重症化防止対策を徹底する。

# 新たな指針(6/19)における主な変更点

1. これまで行っていた、患者の全数把握を中止し、集団における感染拡大の端緒となる事例の把握を行う。

- ・7月24日から、感染症法に定める医師の届出基準が緩和され、「学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮」などで集団発生が疑われる場合のみ届出を行うこととなった。
- ・PCR検査は上記に該当する患者の一部及び入院を要する重症患者等についてのみとなった。

## 2. 医療提供の変更

- ・新型インフルの可能性のある患者を含む発熱患者の診療を、原則として全ての一般医療機関で実施する。ただし、都道府県は、ハイリスク者の多く集まる医療機関等で、原則として発熱者の診療を行わない医療機関を定めることができる。
- ・新型インフル患者の入院措置は中止し、医療上必要な入院は、原則として全ての一般入院医療機関で提供する。

- ・6月30日、7月4日に今後の医療提供体制について、県医師会幹部及び会員に対して説明を行い了解を得た。
- ・「原則として発熱患者の診療を行わない医療機関」について、7月10日に県医師会の協力を得て調査を行い、270機関(県内1,666医療機関のうち)が該当することとなった。